

令和 8 年度岡山県水島港利用促進支援事業費補助金（大口継続利用）交付要綱

（趣旨）

第 1 条 知事は、水島港国際コンテナターミナルの利用促進及び国際コンテナ貨物取扱量の増加を図るため、水島港（国際コンテナターミナルに限る。以下同じ。）において外貿定期コンテナ航路又は国際フィーダー航路を利用して一定規模以上のコンテナ貨物の輸出入を継続して行う荷主に対し、予算の範囲内において岡山県水島港利用促進支援事業費補助金（大口継続利用）（以下「本補助金」という。）を交付するものとする。

2 本補助金の交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、「荷主」とは、商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定に基づき発行される船荷証券に記載された荷送人及び荷受人（実質的にこれらの者と同視しうると知事が認める者を含む。）をいう。

（補助対象期間）

第 3 条 補助対象期間は、令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までとする。

（補助対象者）

第 4 条 本補助金の交付対象となる者は、前条の補助対象期間（以下「補助対象期間」という。）内に水島港国際コンテナターミナルにおいて外貿定期コンテナ航路又は国際フィーダー航路を利用して輸出入を行ったと知事が認める荷主のうち、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 補助対象期間の各年に水島港を船積港として輸出し、又は陸揚港として輸入したコンテナ貨物が、令和 7 年と比較して 100 T E U 以上増加し、かつ、当該増加したコンテナ貨物の補助対象期間における合計が 600 T E U 以上である荷主であること。

(2) 日本国内に事業所を有する者であること。

(3) 岡山県税（延滞金等を含む。）の滞納がない者であること。

2 前項第 1 号において、コンテナ貨物の量は空コンテナを除くものとし、1 F E U（40 フィートコンテナ）は 2 T E U として取り扱い、外貿定期コンテナ航路と国際フィーダー航路のコンテナ貨物取扱量は合算するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、本補助金の交付対象とならないものとする。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（補助金の額等）

第5条 知事は、前条に定める条件を満たし、本補助金の交付申請を行った者に対し、1者当たり300万円を令和10年度に交付する。ただし、補助対象期間における貨物（水島港を船積港として輸出され、又は陸揚港として輸入されたコンテナ貨物に限る。）を対象として令和8年度岡山県水島港利用促進支援事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた場合は、300万円から既に交付を受けた額を除いた額を本補助金として交付する。

2 前項の規定にかかわらず、本補助金の交付予定金額の合計額が予算額を超える場合は、予算額を交付予定金額により按分した額（1円未満を切り捨てるものとする。）を交付するものとする。

（事業計画）

第6条 第4条に定める条件を満たすと見込まれ、かつ、本補助金の交付を受けようとする者は、事業計画書（様式第2-1号）に次に掲げる書類を添付して、令和8年10月末日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 年度別事業計画内訳書（様式第2-2号）
- (2) 令和7年に水島港を船積港として輸出し、又は陸揚港として輸入したコンテナ貨物に係る船荷証券の写し
- (3) 岡山県税（延滞金等を含む。）の滞納がないことを示す納税証明書
- (4) 第4条第3項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書

2 知事は、前項の規定による事業計画書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、第4条に定める条件を満たすと見込まれるときは、当該事業計画書を受理するとともに、事業計画確認通知書（様式第2-3号）を交付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて同項の事業計画書の受付を中断し、又は提出期限を繰り上げ、若しくは延長することができる。

4 第2項に規定する確認通知書の交付を受けた者は、令和8年度から令和10年度までの各年度の1月末日までに、年度別事業実績報告書（様式第2-4号）にその記載内

容を証する前年の船荷証券の写しを添付して知事に提出しなければならない。

（交付申請）

第7条 前条第2項に規定する確認通知書の交付を受けた者は、第4条に定める条件を満たし、本補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第2－5号）に次に掲げる書類を添付して、令和11年1月末日までに知事に提出しなければならない。

（1）岡山県税（延滞金等を含む。）の滞納がないことを示す納税証明書

（2）第4条第3項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書

（3）補助対象期間における貨物（水島港を船積港として輸出され、又は陸揚港として輸入されたコンテナ貨物に限る。）を対象として交付を受けた令和8年度岡山県水島港利用促進支援事業費補助金交付要綱に基づく補助金に係る交付決定書の写し

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて同項に規定する申請書の受付を中断し、又は提出期限を繰り上げ、若しくは延長することができる。

（電子情報処理組織による申請等）

第8条 前2条の規定による書類の提出については、電子情報処理組織を使用する方法（岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年岡山県条例第8号）第3条第1項の規定によるものをいう。）により行うことができる。

（交付決定等）

第9条 知事は、第7条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、本補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2－6号）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の審査に当たっては、申請者に説明を求め、又は職員を申請者の事務所等に立ち入らせて、帳簿書類等の調査をすることができるものとする。

3 申請者は、前項に規定する説明要求及び調査に協力しなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者は、速やかに補助金交付請求書（様式2－7号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書の提出があった場合は、その内容を確認し適当と認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に本補助金を交付するものとする。

(辞退)

第 11 条 第 6 条第 2 項に規定する確認通知書の交付を受けた者は、第 4 条に定める条件を満たさないことが明らかになった場合、事業の実施を中止しようとする場合又は本補助金の交付を辞退する場合は、速やかにその理由を明らかにした補助金辞退届（様式第 2－8 号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 知事は、前条の規定による辞退届の提出があった場合又は本補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すものとする。

- (1) 実績報告書の提出がなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 不正行為があると認められたとき。
- (4) この要綱に違反する行為があったとき。

2 知事は、前項の規定による交付決定の取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 2－9 号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 知事は、前条の規定により本補助金の交付決定を取り消した場合において、既に申請者に対して本補助金を交付しているときは、期限を定めて、交付した金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 申請者は、前項の規定により本補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る本補助金の交付を受けた日から納付を完了した日までの日数に応じ、当該返還を命じられた本補助金の額につき、年 9.05%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命じられた本補助金及び加算金の額の合計額に達しないときは、当該納付金は、まず返還を命じられた本補助金に充てるものとする。

4 申請者は、本補助金の返還を命じられ、これを納付期日までに完納しなかったときは、納付期日の翌日から納付を完了した日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年 9.05%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 知事は、第 2 項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。